

業務連絡

2020年 3月10日
J R 東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.15

2020年3月6日、支社会議室において「申」第21号について、会社側幹事より回答がありました。

J R 東海労幹関西地「申」第21号
2020年2月20日

「新型コロナウイルス」感染防止に関する緊急追加申し入れ

マスコミ報道によると、和歌山県が2月18日に、新たに新型コロナウイルスに感染していた30歳代の男性看護師が、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」で医療活動に今月13日から15日まで診察業務などに従事し、新幹線で新大阪まで戻ってきたと東海道新幹線を利用したことが発表されている。

また、2月18日には、鳥飼車両所に到着したF8編成が、「新型コロナウイルスの感染者が乗っていた」として、当日予定されていた検査作業（仕業検査）を中止した。当該編成は19日に営業列車として運行された。このF8編成の事実関係に関して、組合側幹事から会社側幹事である関西支社人事課岡本係長に事実確認を行ったところ「知りません」「分かりません」と言う対応であった。

以前にも感染者のバスガイドや東京都内に住む40代の会社員が、2月10日に新幹線を利用して愛知県に出張したとの報道もあり、公共交通機関である当社においては、社員が感染した場合の影響は大きいことは以前より指摘している。しかし、東海会社の対応、特に関西支社人事課岡本係長の対応はそのような最悪の状況を想定しているとは到底思えない。もっと危機感を持って感染予防に努めるべきである。

以下、組合の申し入れに対する会社回答。

1. F8編成新型コロナウイルスの「感染者が乗っていた」のは事実なのか明らかにすること。

【会社回答】

和歌山県から「2月15日に新幹線に乗車された」と発表があり、それを受けて県に確認したところ、乗車列車などの詳細が判明した。

2. F8編成新型コロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、その事実を把握した経過並びに、どのように対応したのか経過を明らかにすること。

【会社回答】 同上

3. 検査作業を行わなかったF8編成は、その後どのような対処をしたのか明らかにすること。

【会社回答】

ご利用になられた座席を含めた周辺座席及びデッキ、5・7号車にあるトイレ・洗面台の消毒を実施した。

4. F8編成コロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、感染者が乗車していた列車に乗車していた乗務員並びに関連会社社員に、その事を告知したのか明らかにすること。また、会社の責任において早急に感染の可能性のある全社員並びに関連会社社員の検査を、感染拡大防止の観点から早急に行うこと。

【会社回答】

会社として情報収集及び状況把握に努め、それを踏まえて適切に対処しているところである。

5. F8編成にコロナウイルスの感染者が乗っていたのが事実であれば、感染者が乗車していた列車時間・乗車区間・利用座席を報道各社に公開し、当該列車に乗車されていたお客様に周知すると共に、感染拡大防止の観点から経過観察等を行うこと。

【会社回答】

和歌山県が感染症法に基づき、発表したものである。当社としては、国内外における感染状況を踏まえ、当社の鉄道をご利用されるお客様にお使い頂けるよう、新幹線全駅及び在来線の有人駅において手指消毒用の消毒液を設置したほか、駅や新幹線車内（テロップ）で、手洗いを積極的に行って頂くなどのご協力をお願いしている。

6. 2月18日に東海道新幹線を利用したという30歳代の男性看護師の乗車列車・乗車区間・利用座席・駅構内の通行ルート等を明らかにすること。

【会社回答】

和歌山県によると、罹患者の方は、2月15日のぞみ43号6号車16番C席をご利用されたのことである。

7. ウイルスに感染していた男性看護師が、当日利用していたエリアで就業していた社員・関連会社の社員に接触の可能性について告知すると共に緊急のウイルス検査を、会社が責任において実施したのか明らかにされたい。

【会社回答】

本件に限らず、社員に対しては感染予防の注意喚起や手洗い・うがいの励行を呼びかけているところである。

8. 車内業務で多くの不特定多数のお客様と接する機会の多い対面改札については、新型コロナウイルスのリスクが解消されるまでは、自由席改札を中止すること。

【会社回答】

車内改札は原則実施するが、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、3月1日より当面の間は自由席号車の車内改札を一時、省略することができるものとした。

9. 社内感染拡大防止のために、管理者はマスクを着用すること。また、乗務点呼におけるマスク着用を許可すること。

【会社回答】

新型コロナウイルス感染症の国内における感染拡大に伴い、社員に対しては手洗い・うがい・咳エチケットの励行等を行っているところであるが、接客業務に携わる社員に対して2月20日より、マスク着用を指示し、2月27日より、駅や運輸所

においては接客時に限らず、勤務時間中は原則としてマスクを着用することとしている。また車両・施設・電気系統の社員についても、お客様と接する可能性がある業務等においては、マスク着用を指示している。

10. 希望する妊産婦社員は自宅待機とすること。

【会社回答】

社員に対しては感染予防の注意喚起や手洗い・うがいの励行を呼びかけているところである。

また、

- ・新型コロナウイルス感染症の疑い例がある場合は、保健所に対して受診する医療機関について問い合わせを行い、その指示に従い、その内容を管理者へ速報すること。
- ・医療機関での検査の結果が出た際にも、速やかに管理者へ速報することを周知している。

11. 業務中に必要なマスクは、会社が責任を持って配布すること。

【会社回答】

会社がマスク着用を指示している場合は、原則として会社が購入したサージカルマスクを支給することとしている。

以上